細則１

医療事故調査の流れ

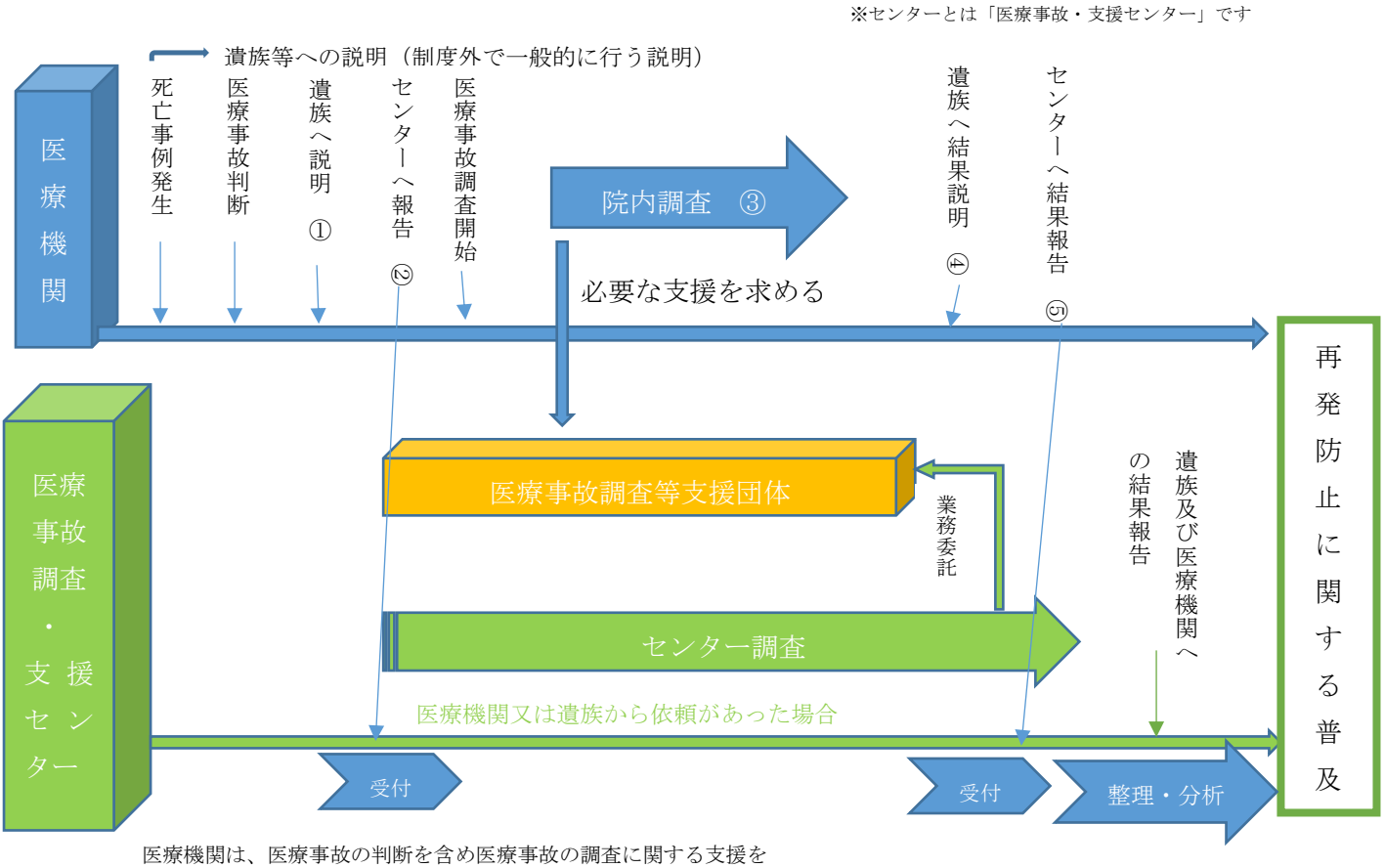

医療機関は、医療事故の判断を含め医療事故の調査に関する支援を

センター又は医療事故調査等支援団体に求めることができます。

１．医療事故を遺族へ説明（医療機関⇒遺族）①

〇遺族への説明事項

●医療事故の日時、場所、状況

・日時／場所／診療科

・医療事故の状況

・報告時点で把握している範囲

・調査により変わることがあることが前提であり、その時点で不明な事項については不明と説明する。

●制度の概要

●院内事故調査の実施計画

●解剖又は死亡時画像診断（Ai）が必要な場合の解剖又は死亡時画像診断（Ai）の具体的実施内容などの同意取得のための事項

●血液等の検体保存が必要な場合の説明

２．医療事故を医療事故調査・支援センターへの報告

（医療機関⇒医療事故調査・支援センター）②

〇センターへの報告方法・報告事項・報告期限

１）センターへの報告方法について

●書面又は Web 上のシステム

２）センターへの報告事項について

●日時／場所／診療科

●医療事故の状況

・疾患名／臨床経過等

・報告時点で把握している範囲

・調査により変わることがあることが前提であり、その時点で不明な事項については不明と記載する

●連絡先

●医療機関名／所在地／管理者の氏名

●患者情報（性別／年齢等）

●調査計画と今後の予定

●その他管理者が必要と認めた情報

３）センターへの報告期限

〇個別の事案や事情等により、医療事故の判断に要する時間が異なることから具体的な期限は設けず、「遅滞なく」報告とする。

※なお、「遅滞なく」とは、正当な理由なく漫然と遅延することは認められないという趣旨であり、当該事例ごとにできる限りすみやかに報告することが求められるもの。

３．医療機関は医療事故調査を実施③

〇医療機関が行う医療事故調査の方法等

病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査（以下この章において「医療事故調査」という）を行わなければならない（法第６条の 11）

〇病院等の管理者は、医療事故調査を行うに当たっては、以下の調査に関する事項について、当該医療事故調査を適切に行うために必要な範囲で選択し、それらの事項に関し、当該医療事故の原因を明らかにするために、情報の収集及び整理を行うことにより行うものとする。

・診療録その他の診療に関する記録の確認

・当該医療従事者のヒヤリング

・その他の関係者からのヒヤリング

・解剖又は死亡時画像診断（Ai）の実施

・医薬品、医療機器、設置等の確認
・血液、尿等の検査

４．医療事故調査結果を遺族へ報告（医療機関⇒遺族）④

〇遺族への説明方法・説明事項

病院等の管理者は、前項の規定の報告をするに当たっては、あらかじめ、遺族に対し、厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、又は遺族の所在が不明であるときは、この限りではない。（法第６条の 11 第５項）

１）遺族への説明方法について

〇遺族への説明については、口頭（説明内容をカルテに記載）又は書面（報告書又は説明用の資料）若しくはその双方の適切な方法により行う。

〇調査の目的・結果について、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない。

２）遺族への説明事項について

〇「センターへの報告事項」の内容を説明することとする。

〇現場医療者など関係者について匿名化する。

５．調査結果をセンターへ報告（医療機関⇒センター）⑤

〇センターへの報告事項・報告方法

病院等の管理者は、院内調査結果の報告を行うときは次の事項を記載した報告書をセンターに提出して行う。

●日時／場所／診療科
●医療機関名／所在地／連絡先
●医療機関の管理者の氏名
●患者情報（性別／年齢等）
●医療事故調査の項目、手法及び結果

〇当該医療従事者等の関係者について匿名化する。